

報道機関各位



Press Release

令和7年2月27日

海老名市と藤沢市が「パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定」を締結します

海老名市と藤沢市は、3月1日（土）に「パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定」を締結します。協定締結により、同制度利用者の両市間での転入・転出に伴う住所異動の手続きを簡素化し、負担軽減を図ります。

パートナーシップ宣誓制度は、同性カップルや事実婚の方など、法律上の婚姻をすることが難しい2人が、お互いを人生のパートナーとして協力し合うことを宣誓し、行政が公的に認める制度です。本市は、令和4年4月から運用を開始し、これまで11組の申請がありました。

1 協定名

パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定

2 協定締結

令和7年3月1日（土）に書面により締結

3 運用開始日

令和7年3月1日（土）以降に海老名市又は藤沢市を転出した方が自治体間連携の対象となります。

4 協定締結の利点

- ・転出元での手続き：パートナーシップ宣誓書受領証等返還手続き不要
- ・転入先での手続き：海老名市では住民票の写しや戸籍抄本等の提示が不要となり、宣誓日も引き継がれます。

※転入先の宣誓要件を満たさない場合、自治体間連携を利用できません。

◎この件に関するお問い合わせ

海老名市市民協働部市民相談課 電話 046-235-4568